

令和4年4月1日以降に工事請負契約及び売買契約された方が対象

しみずマイホーム取得奨励金交付制度



町内に住宅を新築・購入する方を対象に、住宅取得奨励金を交付しています。

奨励金額一覧

町内に住宅を新築又は購入した「全町民」が対象となりました！

	子育て世帯		一般世帯（单身可）	
	現金	商品券	現金	商品券
新築（町内施工）、 新築住宅	80万円	20万円	60万円	20万円
新築（町外施工）	40万円	10万円	30万円	10万円
中古住宅	40万円	10万円	30万円	10万円

※商品券は、清水町ハーモニー商店街が発行する商品券で交付します。

町外施工の場合は金額が変更しています。

対象住宅

●建設する場合

【新築】 自己で新しく住宅を建設し、取得価格が500万円以上のもの。

●購入する場合

【新築住宅】

完成から1年以内の上記の新築の住宅で、いまだ人が居住したことの無いもの。

【中古住宅】

中古住宅と同時に敷地も取得し、その取得価格が250万円以上のもの。（2親等内の親族から購入する住宅は除く。）

※町内に自らが居住する住宅を取得し、取得後5年以上継続して居住する意志があることを確認します。別荘等の一時的に使用する住宅及び賃貸住宅は対象外です。



● 申請手順

奨励金交付申請

工事請負契約後又は売買契約後に申請。

奨励金交付決定

申請書を審査の上、決定通知書により通知します。

完了報告

住宅を取得した後、速やかに完了報告書を提出。

奨励金交付

完了報告書を審査の上、確定、奨励金を交付します。

● 申請に必要な書類

奨励金交付申請書時に必要な書類

- ・市町村が発行する完納証明書
- ・工事請負契約書の写し（住宅を新築する場合）
- ・売買契約書の写し（新築住宅及び中古住宅を購入する場合）
- ・併用住宅の場合、建物及び住宅部分の面積が確認できる平面図
- ・母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯は、母子健康手帳の写し（子育て世帯の場合）
- ・その他町長が必要と認める書類

完了報告時に必要な書類

- ・世帯全員が記載されている住民票
- ・所有権が確認できる建物の登記事項証明書の写し
- ・住宅取得に係る領収書類
- ・定住誓約書（様式第4号）
- ・振込口座を確認できるもの（通帳の写し等）

● 奨励金交付の対象期限

令和7年3月31日まで。

● 申込み・問い合わせ先

清水町役場商工観光課移住定住促進係
〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地
TEL：0156-62-1156

